

東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (受入れ人数等) 第8条 短期留学プログラムによる受入れ人数は、<u>20</u>人程度とする。 2 (略) (教育課程) 第12条 (略) 2 短期留学プログラムの授業科目は、日本語科目、一般科目、専門科目 <u>1</u> 及び専門科目 <u>2</u> に区分し、委員会の議を経て別に定める。 (修了証書) 第16条 学長は、1学期在学する者にあつては <u>12</u> 単位以上修得し、又は2学期在学する者にあつては <u>24</u> 単位以上を修得した第7条第1項に規定する特別聴講学生及び所属学府において所期の成果を達成した第7条第2項に規定する特別研究学生に対し、委員会の議を経て修了証書を授与する。</p>	<p>本則 (受入れ人数等) 第8条 短期留学プログラムによる受入れ人数は、<u>25</u>人程度とする。 2 (略) (教育課程) 第12条 (略) 2 短期留学プログラムの授業科目は、日本語科目、一般科目、専門科目 <u>及び課題研究</u> に区分し、委員会の議を経て別に定める。 (修了証書) 第16条 学長は、1学期在学する者にあつては <u>17</u> 単位以上修得し、又は2学期在学する者にあつては <u>22</u> 単位以上を修得した第7条第1項に規定する特別聴講学生及び所属学府において所期の成果を達成した第7条第2項に規定する特別研究学生に対し、委員会の議を経て修了証書を授与する。</p>	

附 則(平成29年1月1日細則第18号)

この細則は、平成29年1月1日から施行し、平成29年10月1日以降に受け入れる学生から適用する。